身近な生活道路を広げてみませんか？

生活道路は、日常生活において良好な住環境を形成し、災害時には避難路として利用され、消防・救急活動においても大切な役割を担います。ところが、川下地区にはこうした機能を十分に果たせない狭い生活道路がたくさんあります。

市では、川下地区の市が管理する狭い生活道路を広げてゆく制度を設け、「狭あい道路整備事業」として、住民の皆さまとともに生活道路の改善整備を進めています。

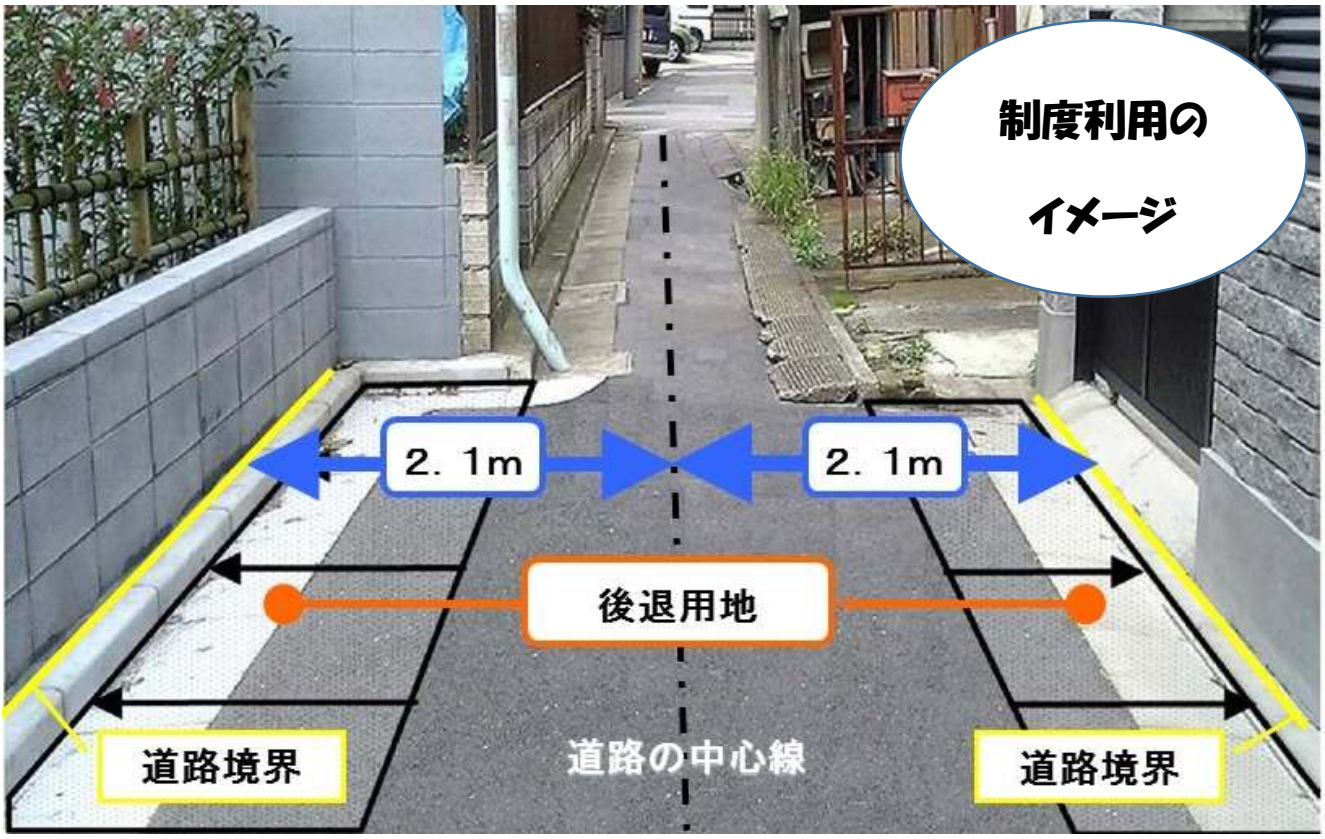

＜実際に川下地区で制度を利用した整備例（市道車町１８号線）＞

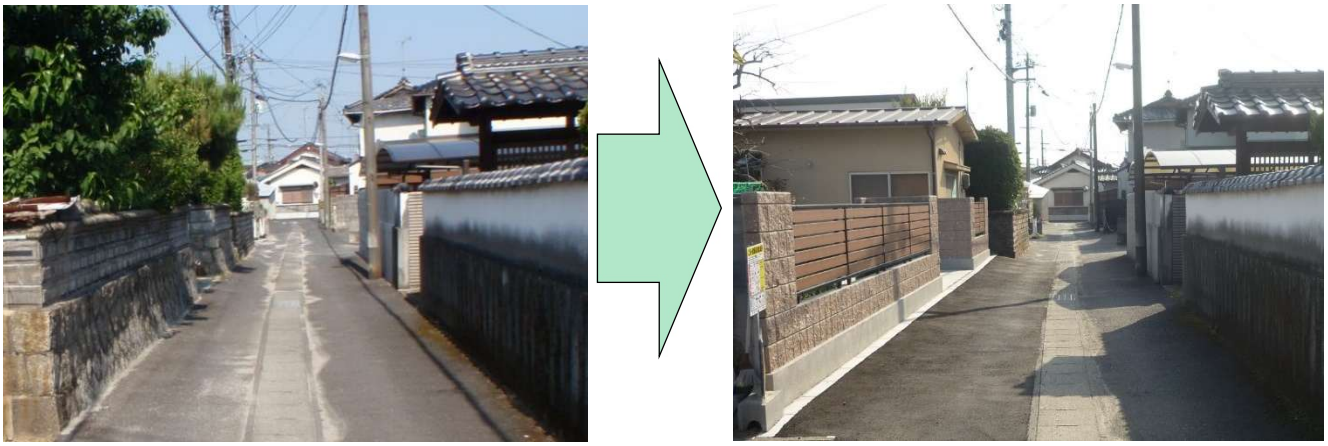

Q＆A
＜制度のメリットなど＞



これは「川下地区だけの制度」なの？



川下地区の狭い道路を少しずつでも広げてゆくための仕組みで、今のところ、岩国市では「川下オリジナル」の制度です！



後退する土地は市に寄付しないといけないの？それに、門や塀を一度壊して作り直すにもお金がかかるのだけど。



この制度では、後退用地は市が買い取ります。また、門や塀、庭木などを移設する費用も市が補償します。建築基準法に基づく道路後退（※）においては、このような仕組みはありません。

（※）道路後退とは、幅員４m未満の指定された道路に面して、建物を建てたり、付属する門や塀を建てたりするときに後退しなければならないという建築基準法上のルールです。



自分の家の前だけ広くするメリットってあるの？



とりあえずご自分の家の前を広げるだけでも、見通しが良くなって車の出入りが楽になり、日当たりや風通しもよくなります。そのほか、舗装や側溝がきれいになったり、メリットはたくさんあります！



道全体を広げてもらうことはできないの？



この制度には、路線沿いに住む人や土地を持っている人など全員の同意があれば、その路線全体を一度に広げることができる仕組みもあります。



興味のある方は、ぜひ一度市へご相談ください！

なお、制度利用の要件・手続きなどは、「川下地区まちづくりガイド」で詳しく紹介しています。「川下地区まちづくりガイド」は、市ホームページ（都市計画課のページ）に掲載しているのでご覧ください。

≪川下地区まちづくりガイド≫（川下出張所に冊子を置いています）
https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kawasimo/82282.html
≪お問い合わせ先≫
都市計画課（0827-29-5006）